

西園小学校いじめ防止基本方針 (平成29年2月改訂)

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」、また、「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立つ。いじめは、一見些細に見えるようなことから、将来深刻な事例に発展しうることもある。そこで、日常生活の事象で把握したことも軽微にとらえず、児童の変化を見逃さぬよう、全職員が情報を共有し、早期発見対応していく。そして本校の児童が、今日一日への期待感をもって登校し、満足感をもって下校することができるよう、「西園小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照して）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法第2条によるいじめの定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

- 「いじめをしない、させない、許さない（見過ごさない）」という雰囲気をつくる。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念のもと、教職員の人権感覚を高める。
- いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- 保護者・地域・関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

3 校内体制（いじめ防止対策委員会）

(1) 目的

いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、方策や対策を決定する。

(2) いじめ対策委員会構成員

校長、教頭、教務主任、◎生徒指導主任、養護教諭、（スクールカウンセラー）

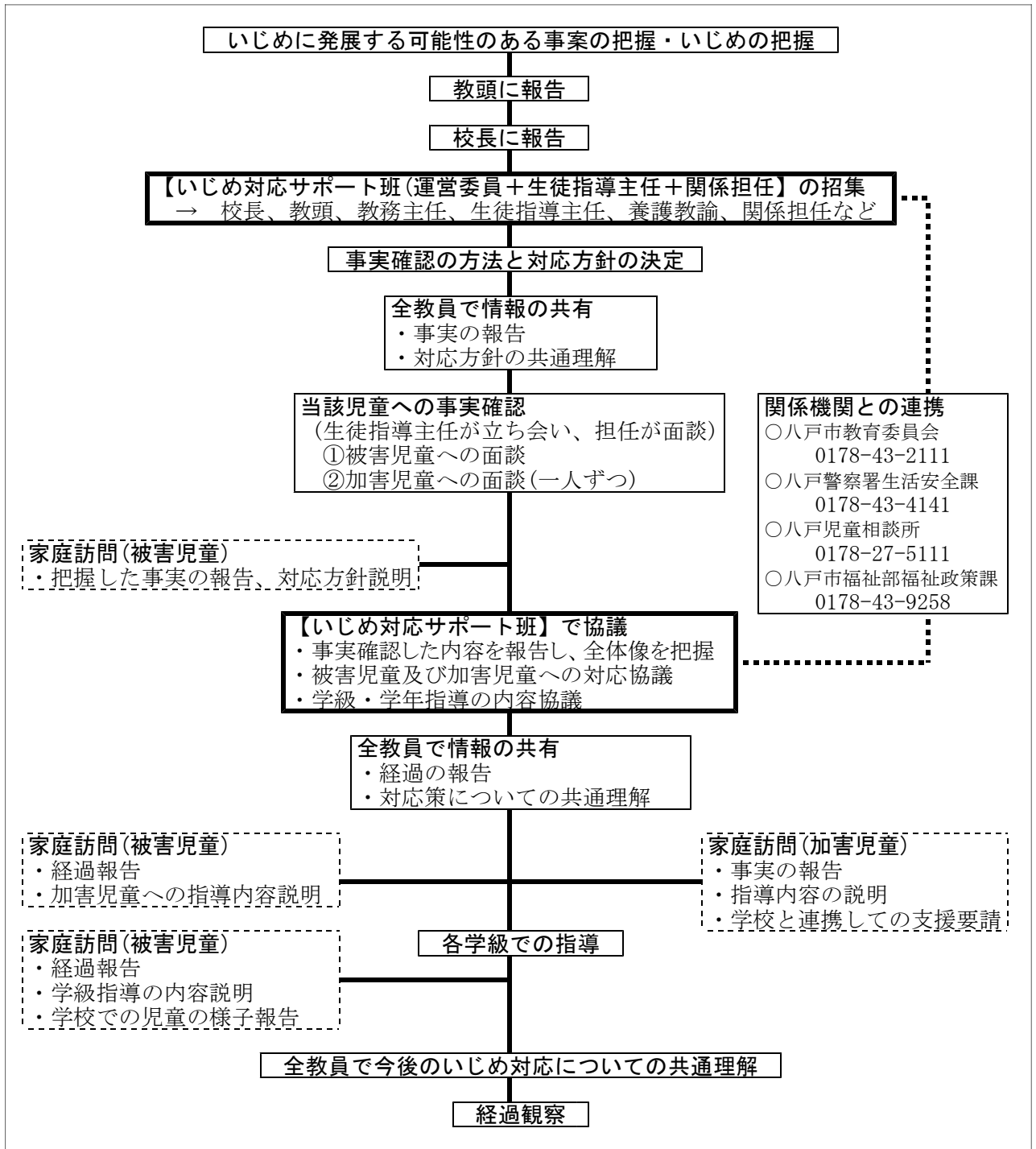
(3) 年間計画

月	いじめ対策委員会の取組	その他、全職員での取組
4	方針の検討、計画立案	方針・年間計画の確認、学級経営案作成
5	配慮児童の抽出	配慮児童についての情報交換
6	人権週間の取組内容確認 いじめストップの取り組み確認	Q-U実施 先生あのねアンケート調査、個人面談実施
7	調査結果まとめ、検討、研修会の内容検討	学級経営反省、保護者面談実施
8	1学期の取組の反省および改善策	保護者面談結果まとめ いじめストップ会議参加 （計画委員会・生徒指導主任） Q-U分析、2学期の学級経営の施策決定
9		
10		
11		Q-U実施 先生あのねアンケート調査、個人面談実施
12	2学期の取組の反省および改善策	学級経営反省
1	いじめ防止基本方針見直し作業	いじめ防止基本方針見直し作業
2	次年度いじめ防止基本方針決定	先生あのねアンケート調査、個人面談実施
3	今年度の反省及び改善策	児童の情報交換、学級経営反省

(4) 定期的な取組

- ・職員会議での情報交換
- ・日常観察、記録、面談

(5) いじめ対応マニュアル(いじめを把握したとき)



4 いじめの未然防止について

(児童に対して)

- ・児童一人一人が認められ、学級の一員として自覚できるような親和的まとまりのある学級づくりを行う。
- ・一人一人を大切に、「分かった・できた・身についた」が実感できる授業づくりを進める。
- ・「わたしたちの道徳」、「道徳の副読本」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。
- ・学級活動の時間を活用して、インターネットや携帯電話の危険やモラルについて指導する。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童がもつように様々な活動の中で指導する。
- ・「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせることの大切さを指導する。

(教員に対して)

- ・児童一人一人が、学級の中に所属感を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育てる道徳の授業や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教師がもっているということを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童や保護者との信頼関係を深め、安心して相談できる環境を整える。

(学校全体として)

- ・全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・全校集会などで校長がいじめ問題に触れ、学校全体として「いじめは絶対に許されない」ということを児童に伝える。
- ・いじめに対するアンケート「先生、あのね！」を年に2回実施し、結果から児童との面談をする。
- ・計画委員会が「いじめ問題」に関する取り組みを行う。(6月～8月)
- ・児童がいつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(保護者に対して)

- ・児童の変化やサインに気づいたら、学校へ相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校だより、地域学校連携協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。

5 いじめの早期発見について

(変化に気付く)

- ・児童の様子を全職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・アンケート(「先生、あのね!」・Q-U)等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
- ・休み時間・日記・児童との雑談等などを利用し、児童の様子や悩みを把握する。
- ・個人面談やアンケート後を活用し、教育相談を行う。
- ・中休みや昼休みの校内巡視や放課後の校外巡視等において、子どもが生活する場の有無を確認する。
- ・いじめに限らず、困ったことがあれば、いつでも誰にでも相談できることを児童に伝えておく。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・養護教諭と連携し、児童の様子に目を配るとともに場合によっては、悩みを聞く場を設ける。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、学年・生徒指導部で情報を共有する。

6 解決に向けた対応について

①情報を集める

- ・いじめと思われる行為を発見した場合は、その行為を止め、被害者と加害者の双方から事情を聞き、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・児童や保護者からいじめの訴えや相談があった場合には親身になって聞き、その事実と内容を確認する。
- ・聞き取りについては、他の児童の目に触れないよう場所・時間等を配慮する。
- ・いじめた児童が複数いる場合には、同時刻に個別に聞き取りを行う。
- ・教職員・児童・保護者・地域住民などその他の人たちからも聞き取り調査を行う。
- ・得られた情報は、確実に記録に残す。

②指導・支援体制を組む(いじめ対応サポート班)

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む
構成…校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭・関係担任
 - ・いじめられた児童やいじめた児童への対応
 - ・その保護者への対応
 - ・教育委員会や関係機関等への連携の必要性の有無等
- ・いじめの疑いのある行為には早い段階からの的確な関わりをもって対処する。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

③児童への対応

【いじめられた児童への対応】

- ・いじめられた児童や知らせてくれた児童の身の安全を確保し、いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝え、安心させる。
- ・いじめられた児童と親しい友人・教師・家族・地域の人々と連携し寄り添い支え合う体制づくりを行う。
- ・心の傷が深い場合には、スクールカウンセラーなど専門機関にお願いし、心のケアを図る。

【学級での対応】

- ・学級で現状を話し合い、いじめ撲滅の意識を高める、いじめは絶対に許さないという強い態度を教師が示す。
- ・いじめを見ていた児童には、自分のこととして捉えさせ、いじめを止めることができなくても誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやし立てた児童や同調した児童には、いじめと同じ行為であるという認識をもたせ、自分の行為を反省させる。

【いじめた児童への対応】

- ・いじめた児童への指導は、いじめられた児童の人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を振り返らせ相手の立場になって考えさせ、責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題や悩み等、いじめの背景にも目を向け、問題を解決していく。
- ・必要に応じて別室において指導し、出席停止制度を活用し、いじめられた児童が安心して教育を受ける環境を整える。
- ・いじめた児童に指導を行っても十分な成果を上げることができない場合には所轄警察署等と連携を図って対応していく。

【保護者との連携】

- ・加害者・被害者とも家庭訪問を行い、いじめの事実関係を報告し、今後の対応を考えていく。（家庭訪問の時は複数の教員で行う。）
- ・被害者側には、いじめから徹底して守り抜くことや秘密を守ることを伝え、保護者の不安を取り除く。

7 重大事態への対応について

いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間30日を目安（又は一定の期間連続して欠席している場合））学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、これを「重大事態」として学校の設置者に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要がある。重大事態の発生時にはまだ、それが「いじめによる」ものか判断できないかもしれないが、重大事態の「疑い」があった場合や、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったら、すぐに学校の設置者に報告・相談する。

具体的には、以下の通りとする。

重大事態とは

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・児童に精神性の疾患が発生した場合
- ・児童が身体に重大な外傷を負った場合
- ・児童が金品を奪い取られた場合

8 評価

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・年度ごとの教育課程編成会議において全職員で見直し、より実効性のあるものへ改善する。

9 保護者、地域、関係機関との連携のあり方

- ①児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの重要性を伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校だより、地域学校連携協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。